

公益財団法人ライフスポーツ財団
助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人ライフスポーツ財団(以下、「当財団」)における助成金交付は、次の各号における活動を奨励するために、その事業に要する経費の全部又は一部を助成する。

- (1) 子どもと親子のスポーツ活動(以下、「子どもスポーツ活動」)
- (2) 地域の子どものスポーツ活動(以下、「地域スポーツ活動」)
- (3) 地域の子どもの文化活動(以下、「子ども文化活動」)

(助成金交付対象)

第2条 助成金の交付を受ける対象は、市区町村において子どもスポーツ活動、地域スポーツ活動及び子ども文化活動を推進するために積極的に取り組む組織団体とし、いずれも営利を目的としない団体、法人とする。また、次の各号を満たす団体とする。

- (1) 次のア～ウの条件に当てはまる団体。
 - ア. 団体の構成員は4人以上で構成されていること。
 - イ. 団体の活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われており、活動歴等当財団が必要と認めたとき、その内容を提示できること。
 - ウ. 原則として前項の趣旨を担う活動領域で、3年以上の活動歴をもつこと。
- (2) その他、当財団の理事長(以下、「理事長」)が認めた団体。

(助成対象事業費)

第3条 子どもスポーツ活動、地域スポーツ活動及び子ども文化活動を実施するために必要な事業費のうち、助成金交付の対象として理事長が認める経費(以下、「助成対象事業費」)について、助成金を交付する。助成対象事業費は次の各号の通り。

- (1) 講師等の謝金、旅費
 - (2) 消耗品費
 - (3) 印刷製本費
 - (4) 通信運搬費
 - (5) 賃借料
 - (6) 用具費
 - (7) その他、事業の実施に直接必要な諸経費
- 2 助成対象事業費において当財団は、子どもスポーツ活動、地域スポーツ活動及び子ども文化活動に必要な事業費を予算化し、その経費に必要な額を定める。
- 3 第1項の助成金額は、次の各号の通りとする。
- (1) 子どもスポーツ活動、地域スポーツ活動及び子ども文化活動のそれぞれにつき、年度ごとに定めるものとする。
 - (2) 当該事業に関わる申請書類の内容を確認の上、別に定める助成金交付規定(以下、「交付規定」)に則り定めるものとする。

(申請手続き)

第4条 助成金を受けようとする団体は、次の各号を満たすことを証するための書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 本要綱第1条
- (2) 本要綱第2条

2 申請手続きに関わる詳細事項は交付規定に定めるものとする。

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の交付規定による申請があったときは、審査会において審査の上交付決定を行い申請者に通知する。

(事業変更後の承認)

第6条 助成金の交付決定を受けた団体（以下、「助成団体」）は、次の各号に該当する事由が生じたときは、遅滞なく理事長に報告し、その承認を得なければならない。

- (1) 助成金の交付申請を取り下げようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止しようとするとき。

(報告義務)

第7条 助成団体は、次の各号に該当する事由が生じたときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

- (1) 理事長の要求があったとき。
 - (2) 助成事業の計画を変更または中止するとき。
- 2 助成事業を完了したときは、速やかに助成事業の遂行及び支出状況の報告に必要な書類を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第8条 理事長は、次の各号に該当する事由が生じたときは、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 助成団体が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成団体が、助成事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 交付決定後生じた事業の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (4) 助成団体が、報告書の内容及び提出に関して、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(助成金の経理)

第9条 助成団体は、助成事業について収支決算書を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、その支出内容を証する書類（領収書等）を整備して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第10条 その他、助成金交付に関わる詳細事項は、交付規定に定めるものとする。

附則

1. この助成金交付要綱は、平成23年9月28日から施行する。
2. 一部改正 平成24年8月22日から改正施行する。
3. 一部改正 令和3年6月1日から改正施行する。